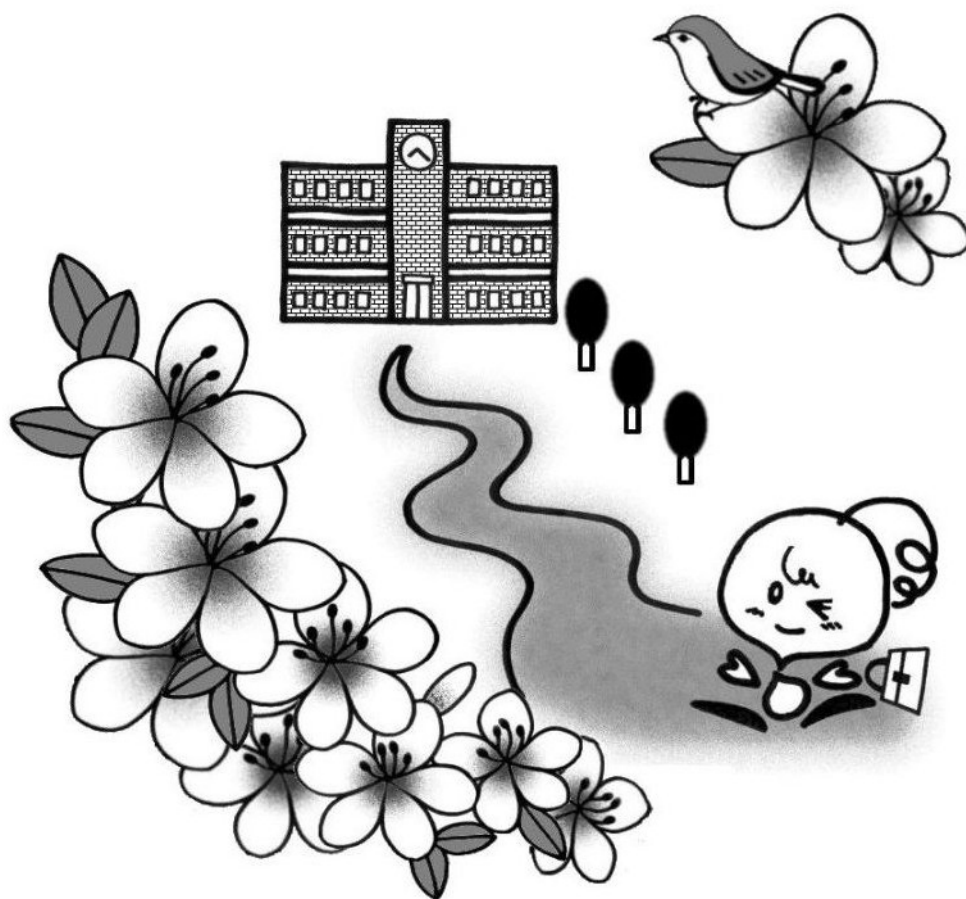


こ な ん し
湖 南 市

が っ こ う
学 校 ガ イ ド

ほ ぞ ん ば ん
保 存 版

へいせい ねん ど ねん ど にゅうがくせいとよう
平成31年度(2019年度)入 学 生 徒 用



こ な ん し きょう いく い いん かい
湖 南 市 教 育 委 員 会

こ な ん し しょうちゅうがっ こう じ む きょうどう じっ し そ しき
湖 南 市 小 中 学 校 事 務 共 同 実 施 組 織

も く じ

きょう か しょ 教科書	 1
きょう か しょ 教科書をなくしたときは？	 2
たいふう じしん 台風・地震などがおこったとき(ひじょうへんさいじ そち 非常変災時の措置)	 3
こ なん し ていきょう はいしん 湖南市提供メール配信サービス「湖南タウンメール」	 4
じえいあーる がくわりしょう ひつよう J R の学割証が必要なとき	 5
ほ けんしつ 保健室から	 6
がっこう やす 学校を休むとき	 7
がっこうかんせんしょういちらん おもな学校感染症一覧	 8
がっこう 学校でけがをしたとき	 10
しゅうがくえんじょせいど 就学援助制度	 12
ひ こ 引っ越しされるとき(てんこう 転校について)	 13
ほ ごしや ふたん ひよう 保護者にご負担いただく費用	 14

きょう か しょ
教科書

きょうかしょ むしゅう はいふ もんぶかがくしゅう たいせつ しょう
教科書は、無償で配布されます。(文部科学省より) 大切に使用してください。

かき やじるし きょうかしょ がくねん ふくすうねんしょう
なお、下記の矢印(→)の教科書は学年をまたがって複数年使用します。

	教科書	1年	2年	3年
国語	国語	○	○	○
書写	新しい書写	○ →		
社会	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	○ →		
	中学社会 歴史的分野	○ →		
	新しい社会 公民			○
	中学校社会科地図	○ →		
数学	数学の世界	○	○	○
理科	未来へひろがるサイエンス	○	○	○
音楽	中学音楽 1 音楽のおくりもの	○		
	中学音楽 2.3(上) 音楽のおくりもの		○ →	
	中学音楽 2.3(下) 音楽のおくりもの		○ →	
	中学器楽 音楽のおくりもの	○ →		
美術	美術1	○		
	美術2. 3		○ →	
保健体育	新しい保健体育	○ →		
技術・家庭	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	○ →		
	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	○ →		
英語	NEW HORIZON English Course	○	○	○
道徳	中学道徳 あすを生きる	○	○	○

きょうかしよ 教科書をなくしたときは？

きょうかしよ はじ くば ぶん むしやう ばあい かてい こうにゆう
教科書は初めに配られる分だけが無償です。なくした場合は、ご家庭で購入してください。

しな い きょうかしよ こうにゆう しよてん 市内で教科書が購入できる書店

西谷書店 湖南省下田 1517 番地 1

TEL 0748-75-0051

FAX 0748-75-3507

◆ ギ ム キョウイクキョウカシヨ ムシヨウキョウヤセイド モンブカガクシヨウ ◆ 義務教育教科書の無償給与制度とは（文部科学省）◆

ギ ム キョウイク キョウカシヨ ムシヨウキョウヤセイド コウチケン ハハオヤ ト ク キホンデキジンケン
義務教育における教科書の無償給与制度は、高知県の母親らが取り組んだ基本的人権
を守る運動の成果とも言えるもので、憲法第 26 条に規定する「義務教育は、これを
無償とする」との精神をより広く実現するものです。次代を担う子どもたちに国民的
自覚を深めさせ、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめて
おこなわれるものです。

ホゴシヤ ミナ セイド コ イギ ネガ コ
保護者の皆さまにおかれましては、この制度に込められた意義と願いをお子さまに
お伝えになり、教科書を大切に使うようご指導いただければ幸いです。

台風・地震などがおこったとき（非常変災時の措置）

台風や大雨、地震による非常変災が予想される場合、子どもたちの安全確保のため、下記のように対処しますので、ご留意いただきご協力をお願いいたします。

《「特別警報」「暴風を含む警報」が発表されたとき》



- ① 午前7時において、滋賀県全域もしくは湖南市に「特別警報」「暴風を含む警報」が発表中の場合は臨時休業とします。
- ② 登校後に「特別警報」「暴風を含む警報」が発表された場合は、気象情報や安全に留意しながら、下校時刻を早めることや学校に待機させるなどの措置をとる場合があります。

※午前7時において「特別警報」「暴風を含む警報」が発表されていない場合は、特別な連絡がない限り登校します。状況をよく見きわめて安全に十分注意して、学校への到着が遅れることもやむを得ないものとします。



《「特別警報」「暴風を含む警報」以外の警報が発表されたとき》

- ① 午前7時において、「特別警報」「暴風を含む警報」以外の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発表時は通常通り登校します。ただし、学校周辺の状況などによっては、臨時休業または始業時刻を遅らせることや終業時刻を早めるなどの措置をとる場合があります。
- ② 登校後に「特別警報」「暴風を含む警報」以外の警報が発表された場合や、雷や突風などの天候が急変した場合も、気象情報や安全に留意しながら、下校を早めることや、学校に待機させるなどの措置をとる場合があります。その場合、緊急連絡先に学校から連絡を入れることがあります。

《地震が発生したとき》



- ① 登校前に地震が発生した場合は、生命の安全確保を最優先に保護者が自宅待機させるかどうか判断してください。学校より児童生徒の安否確認、校区内の被害状況などを把握し、その後の対応を決定して連絡をします。ただし、通信方法が遮断されることも予想されますので、まずは児童生徒の安全確保を第一に行動してください。
- ② 登校後に地震が発生した場合は、通学路の安全、校内の被害状況などを点検し、下校を早めることや、学校に待機させるなど適切な措置をとります。

なお、非常変災の下校時に保護者不在の場合は、各家庭において緊急連絡先をあらかじめ決めておくなど、緊急時にはお子さんがどのようにするのか普段から話し合ってください。

こなんし ていきょう はいしん
湖南市提供メール配信サービス
 こなん
「湖南タウンメール」

湖南市には、学校連絡・不審者情報・緊急情報を携帯電話やパソコンに配信するサービスがあります。学校でもこのシステムを利用して、保護者のみなさんに緊急の情報などをメールでお知らせします。利用するには、登録が必要です。利用上の注意事項を読み、登録方法にしたがって操作すると手続きができます。登録方法については各校からのお知らせを見てください。

おも はいしんないよう 主な配信内容	がっこうれんらく 学校連絡	きゅうこう ぎょうじ ちゅうし れんらく 休校、行事の中止連絡
	ふしんしやじょうほう 不審者情報	ふしんしや あらわ ちいき とくちょう 不審者の現れた地域や特徴
	きんきゅうじょうほう 緊急情報	おおあめ じしん しぜんさいがい かん じょうほう 大雨や地震など自然災害に関する情報 その他緊急を要する情報
とうろくりょう 登録料	むりよう 無料	
つうしんりょう 通信料・ パケット通信費	とうろくしゅ ふたん 登録者負担	
りようじょう ちゅうい 利用上の注意	・絵文字や画像は送信できない。 ・メール配信時にエラー発生が3回連続した場合、登録が解除になる。 ・アドレス変更した場合 個人管理画面「5. 自分の登録内容を変える」で、手続きをする。	

詳しい操作方法は、市ホームページ (<http://www.city.konan.shiga.jp/>)
 にも掲載されています。

トップページ右側の便利情報ダイレクト **湖南タウンメール** をクリックすると見られます。

J R の学割 証 が必要なとき

学生割引 乗 車券とは？

J Rから指定を受けた 中学、高校、大学などの生徒・学生が J Rを片道101キロ以上 利用する場合に、事前に「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」の発行を受けると購入できる乗車券のことで、運賃が2割引になります。10円未満の端数は切り捨てます。有効期限は発行から3ヶ月です。

学割 証 を発行できる使用目的

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習などの正課の教育活動
- ・ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

申請のしかた

学生割引乗車券を購入される場合は、学校から「学割証申請書」をお渡ししますので家庭で記入・捺印していただき担任に提出してください。「学割証申請書」を受理したのち「学割証」を発行します。時間に余裕をもって申請してください。（小さい用紙ですので、なくさないように気をつけてください）

（注）学生割引乗車券は、片道・往復・連続・周遊など、目的にあった買い方ができますが、片道ごとに買う場合は「学割証」は2枚必要となります。

学生割引 乗 車券の購入

乗車前に駅や旅行会社の窓口で「学割証」を提出して購入してください。

（注）乗車後は購入することはできません。

なお、乗車中は「生徒手帳」を携帯してください。

学生割引 乗 車券

- 学割証は J R 各社以外の鉄道会社は対象になりません。
- 学割証では通学定期券は買えません。
- 特急券・グリーン券・寝台券等は割引になりません。
- 往復割引乗車券（行きと帰りが同一区間、同一経路で、片道の鉄道・航路の営業キロが601キロ以上の場合、行きと帰りの運賃がそれぞれ1割引）と、学生割引乗車券と合わせて使うことができます。

保健室から

保健室とは

保健室は、生徒の健康増進を図る活動の中心となる場です。

生徒の健康情報を集め、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置などを行います。

保健室は応急処置の場です

保健室は、応急処置や一時的な休養をするところでもあります。

学校でけがをした時や体調が悪くなった時に利用してください。

学校が行うけがの手当は、応急処置のみです。継続するけがの手当や学校以外でのけがは、各ご家庭でお願いします。

また、学校では内服薬の使用はできませんご了承ください。

* 緊急の場合・・・

保護者に連絡を取り、病院受診をすることがあります。また、重症の場合は、校長の判断で救急車を要請します。(保護者の方は、すみやかに病院に来ていただけるようお願いします。)

* 回復しないとき・・・

保健室で休んでいても(1時間程度)回復しないときは、早退をさせます。早退時は原則として保護者の方に、学校まで迎えに来ていただきます。迎えが無理な場合は、保護者の方の了解を得た上で下校させますが、その場合は、帰宅後すぐに学校へ連絡をしてください。(安全に帰宅したことを確認する電話になります。)

* 学校管理下でのけが・疾病については、P10を参照してください。

生徒の健康管理

学校で行う健康診断や諸検査は、疾病の診断を行うものではなく、学校生活を元気にまた安全に過ごせるか、疾病の疑いがないかをみるものです。必要な場合は、受診のお勧めをしますので、早期に医療機関を受診してください。

また、心身の健康に関して健康相談も行っています。身体の不調や悩み等がある時は、早めに担任や養護教諭にご相談ください。必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談も可能ですのでお知らせください。

子どもたちの健康状態については、各ご家庭でも十分な健康管理をお願いします。

がっこう やす 学校を休むとき

がっこう けっせき ち こく ば あい し ぎょう じ ほ ご しゃ がっこう かなら はや れんらく
学校を欠席、遅刻する場合は始業時までに保護者から学校へ必ず早めの連絡をお
ねが
願いします。

とくべつ じょうきょう けっせき 《特別な状況での欠席》

か き とくべつ じ じょう がっこう やす ば あい しゅつせきてい し き び とう あつか がっこう やす
下記のような特別な事情で学校を休む場合は、「出席停止・忌引き等」扱いとなり、学校を休
けっせき か き ば あい し だいがっこう し
んでも「欠席」にはなりません。下記にあてはまる場合は、わかり次第学校にお知らせください。

① がっこうかんせんしょう しゅつせきてい し き かん 学校感染症と出席停止期間

がっこうかんせんしょう がっこうかんせんしょういちらん がっこう ほ けんあんぜんほうだい じょう きてい
学校感染症は（学校感染症一覧について → P8.9）学校保健安全法第19条の規定に
しゅつせきてい し ば あい しょうめいしょ がっこう いりょう
より「出席停止」となります。これらにかかった場合は、証明書が学校にありますので、医療
き かん きにゆう がっこう ていしゅつ
機関で記入してもらい学校に提出してください。

こなんし いんふるえんざ かぎ いりょうきかん しゅつせきてい し はんたん き かん ほ
なお、湖南省ではインフルエンザに限って、医療機関で「出席停止」と判断された期間を保
ごしゃ いんふるえんざれんらくようし きにゆう がっこう ていしゅつ いりょうきかん きにゆう
護者がインフルエンザ連絡用紙に記入し、学校に提出してください。（医療機関で記入し
ひつよう
ていただく必要はありません。）

② き び にっすう 忌引きの日数

しんせき ふこう い か にっすう き び
親戚にご不幸があったときは、以下の日数が忌引きとなります。
えんきより ば あい じっさい よう おうふく にっすう くわ
（遠距離の場合は、実際に要した往復の日数も加わります。）

つづきがら き び にっすう 《続柄と忌引きの日数》

つづきがら 続柄	き び にっすう 忌引きの日数
ふ ぼ 父母	か い ない 7日以内
そ ふ ぼ 祖父母	か い ない 3日以内
きょうだい し まい 兄弟姉妹	か い ない 3日以内
おじ・おば	にち い ない 1日以内

③ たいがいうんどうきょう ぎ こんくー るとう さんか ば あい 対外運動競技やコンクール等に参加する場合

がっこう さんか ば あい しゅつせき かてい こじんてき さんか きょうぎかい
学校から参加の場合は「出席」となります。（ご家庭から個人的に参加される競技会や
こんくー る など たいしょうがい
コンクール等は対象外です。）

おもな学校感染症一覧

第1種：罹患した場合は、治癒するまで（発生はまれだが重大な感染症）

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウィルスものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで

第2種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高いもの

病名	出席停止期間	主な症状	感染経路	潜伏期間	感染可能期間
インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く） * 2	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで	急な高熱（39～40℃） 頭痛・関節や筋肉の痛み 全身倦怠感（だるいなど） 咳・鼻水	接触 飛沫	1～5日	発病後 3～5日
百日ぜき * 2	特有の咳が消えるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは普通の咳で始まる。 次第に特有の咳が短く激しく出てくる。 【特有の咳】 コンコンという連続した咳の後、息を吸うときにヒューという笛音	接触 飛沫	7～10日	発病後 28日
麻疹（はしか） * 2	解熱後3日を過ぎるまで	発熱・咳・鼻汁・結膜炎（目の充血） 頬の内側に白い斑点（コプリック斑）ができる。 発熱後4日より皮膚に発疹	接触 飛沫	10～12日	発疹の出る5日前から出た後の4日間
流行性耳下腺炎 （おたふく風邪） * 2	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	耳の前下部の腫れと痛み（押すと痛む） 発熱	飛沫 接触	14～18日	発病前7日から発病後9日間

ふうしん 風疹(3日はしか) * 2	ほっしん き 発疹が消えるまで	3 8℃前後の発熱 赤い発疹 リンパ節の腫れ(耳・首の 後ろ、後頭部の下など)	せつしよく 接 触 ひ まつ 飛沫	10～ 21 日	
すいとう 水痘 (水ぼうそう) * 2	すべての発疹が 痂皮化するまで	発疹(紅斑・丘疹・水疱・ 膿疱<膿がたまった水疱 >・痂皮)が体に次々と 出る。	せつしよく 接 触 ひ まつ 飛沫	10～ 21 日	発疹の出る 1 日前から出 た後の 6～7 日
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱) * 2	主要症状が消退した 後2日を過ぎるまで	発熱、頭痛、食欲不振、の どの痛み、結膜充血、眼痛、 目やに、流涙など	けつまく 結膜 せつしよく 接 触 き どう 気道	5～ 7 日	発病後 2～3 週
けつかく 結核	病状により学校医そ の他の医師において感 染のおそれがないと認 めるまで	初期は自覚症状なし。 X線検査で発見されること が多い。 倦怠感、寝汗、発熱、咳、痰 胸痛、体重減少	ひ まつ 飛沫	1～ 2ヶ月	治癒するま で
ずいまくえんきんせい 髄膜炎菌性 ずいまくえん 髄膜炎	病状により学校医そ の他の医師において感 染のおそれがないと認 めるまで	発熱、頭痛、けいれん、識 障害、髄膜刺激症状	ひ まつ 飛沫	3～ 4 日	治癒するま で

「* 2」→ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

第3種 飛沫感染が主体ではないが、学校において流行を広げる可能性があるもの

りゅうこうせいかく けつまくえん 流行性角結膜炎	病状により学校 医その他の医師に おいて感染のおそ れがないと認める まで	涙がよく出る。目やに、異 物が入っている感じ。結膜 の充血。	せつしよく 接 触	8～ 14 日	発病後 2～3 週間
きゅうせいしゅけつせい 急性出血性 結膜炎		目の強い痛み、充血、 目やに	せつしよく 接 触	24～ 36時間	発病後 5～7日
ちょうかん しゅけつ せい だい 腸管出血性大 腸菌感染症 (O-157 など)		激しい腹痛 水様性の下痢 血便	けいこう 経口	3～ 5 日	検便で菌が陰 性化するまで
コレラ、細菌性赤痢菌、腸チフス、パラチフス、その他の感染症 {マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、 感染性胃腸炎、伝染性紅斑<リンゴ病>、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症など}					

* 「その他の感染症」は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患。

がっこう 学校でけがをしたとき

◎日本スポーツ振興センターより、医療費の給付が受けられます。

日本スポーツ振興センターとは？

日本スポーツ振興センターは、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づいて設立され児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校管理下における災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。

* 学校管理下とは、「授業中・学校の教育計画に基づく課外指導中・休憩時間中および学校の定めた特定時間中・通常の経路および方法による通学（登下校）中・寄宿舎にあるとき」をいう。

申請の手続き及び給付金支払い方法について

学校でけがをして医療費がかかった場合、保護者の方に手続きに必要な書類（『医療等の状況』の用紙等）をお渡しします。この用紙に病院・薬局で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。学校からセンターに申請します。給付が決定されるまでに、数ヶ月かかりますのでご了承ください。

治療が翌月にかかる場合や病院を変えられた場合は、新たに用紙をお渡ししますので、お知らせください。

なお、平成29年度より災害給付金の支払方法が、現金支払いから振込（学校に登録していただいている保護者の口座への振り込み）に変更されました。原則、口座振込ですが、口座登録のない方や登録口座への振り込みが都合の悪い方は、今までどおり学校を通じて現金での給付支払いを行います。

小・中学校とともに、1年生入学時に『加入同意書』とあわせて『口座への振り込み同意書』をご記入いただきます。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下で起こったけがや給食による中毒・その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めるもの）の医療費、またこれらのけがや疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、けがまたは疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

→けが・疾病

* 学校の管理下で起こったもので、医療費総額が5,000円（診療点数500点）以上のもののみ、給付の対象となります。

- ★ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。
この間に請求しないと時効によって請求権がなくなります。
- ★ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の給付は、初診から最長10年間行われます。
- ★ 生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒にかかる災害については医療費の給付は行いません。
- ★ 「ひとり親（母子、父子）家庭医療費助成制度」（通称まる福）使用の場合は、市の担当課から後日、給付金の返還を請求される場合があります。
（医療費の1割は、災害見舞金として受け取っていただけます。）
- ★ 損害賠償を受けたときや、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ★ 第三者の加害行為による災害で、その加害者からの損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）、給付の対象にならないことがあります。

共済掛金額（年額）

平成30年度の場合 945円

（金額については、次年度以降変動する場合があります）

内訳 保護者負担額552円（湖南市教育委員会負担額 393円）

各学校の徴収方法にしたがって保護者負担額をお支払いください。転校されましても、日本国内の学校においては年度中は有効になります。

就学援助制度

就学援助制度の目的

湖南省では経済的な理由でお子さんを小中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。

援助を受けることのできる方

- ☆生活保護を受けている世帯
- ☆住民税が非課税または減免措置を受けている保護者
- ☆児童扶養手当の支給を受けている保護者
- ☆その他生活困窮者など
- 前年（1月～12月）における世帯の総所得が一定の基準以下である世帯

受けられる援助の内容

認定されると次に該当する項目の実費または一部が支給されます。

- ・学用品費
- ・新入学学用品費（4月1日認定の1年生対象。ただし前年度に新入学準備費の支給を受けた方は支給されません。）
- ・校外活動費（限度額有）
- ・修学旅行費（限度額有）
- ・給食費
- ・学校病の医療費
- ・新入学準備費（小学校6年生のうち翌年度に湖南省立中学校および滋賀県立中学校に進学する人）（生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費のみ支給対象）
- ※医療費・・・学校の健康診断で、学校病の治癒勧告通知を受けた児童生徒の治療に要する費用
- ※学校病・・・う歯（虫歯）・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・とびひ・白癬菌や疥癬虫による皮膚疾患および化膿している皮膚炎

申請の方法

- ・申請書は各小中学校、教育委員会学校教育課（西庁舎2階）にあります。
- ・児童生徒の在籍しておられる学校ごとに記入して、期日までに学校へ提出してください。
- ・申請手続きは毎年必要ですので、継続される場合も忘れないようにしてください。
- ・年度途中に就学援助の必要が生じた場合はその時点で申請してください。
- ・税の申告をされていない場合は申請書を受付できません。必ず申告を済ませておいてください。
- ・認定審査後、教育委員会より認定結果を通知します。（4月に申請した場合7月上旬頃）

支給の方法

- ・支給は、学期ごと（7月、12月、3月）に申請時に指定された口座へ振り込みます。
- ただし、学校給食費、学校徴収金等に未納が生じた場合は、学校を通じて支給します。
- ※詳しいことは、教育委員会学校教育課（TEL 77-7011）までおたずねください。

引っ越しされる時（転校について）

在籍している学校へ転出の連絡をします。

給食費・学級費・積立金の精算をしますので、いつ、どこへ引っ越し（転出）するのかを早めにお知らせください。

市民課（東庁舎）または
市民課分室（西庁舎）へ住所変更についての届出をします。

在籍している学校の校区外
に引っ越しされる時。

湖南省教育委員会学校教育課
（西庁舎）へ行きます。

「転出学通知書」
を受け取ります。

在籍している学校へ
「転出学通知書」を提出します。

「在学証明書」

「教科書証明書」

「氏名ゴム印」

を受け取ります。

（書類と一緒に転出先へ送る学校もあります。）

転出先市町村の市民課等へ行きます。

住所変更（住民異動）の手続きをします。

転出先の教育委員会へ行きます。

「転入学通知書」を受け取ります。

転出先の学校で手続きをします。

「転入学通知書」

「在学証明書」

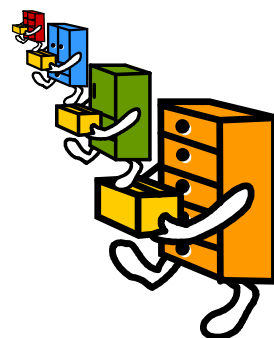
「教科書証明書」

「氏名ゴム印」

を提出します。

在籍している学校の校区内
に引っ越しされる時。

学級担任に新しい住所
を連絡してください。
（緊急連絡先が変わる
場合はあわせてご連絡
ください。）



※詳しいことは湖南省教育委員会学校教育課（77-7011）へおたずねください。